業　務　仕　様　書

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第１条　本仕様書は「Ｒ２企総管　阿南工業用水道　第１地下水送水設備電気設備等改良詳細設計業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし，本仕様書の内容に疑義を生じた場合は，監督員に仕様の確認を行うものとする。

　なお，本業務は設備を構成する各機器の点検，諸測定及び調整を行い，設備の機能を常に最良の状態に維持し，障害発生を未然に防止することを目的とするため，本仕様書に明記なき事項についても，設備の機能上当然必要となる業務は，これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第２条　本業務仕様書に記載なき事項については，徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第４条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議）

第６条　本業務は，Ｗｅｂ会議の対象業務であり，対面による打合せをＷｅｂ会議とすることができる。

２　Ｗｅｂ会議は，業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定し

た内容は受注者が打合せ記録簿に記録し，相互に確認するものとする。
３　Ｗｅｂ会議の内容については，受注者が打合せ記録簿に記録し，相互に確認するものとする。なお，打合せ記録簿にはＷｅｂ会議の実施状況写真を添付するものとする。

（業務委託箇所）
第７条　業務委託箇所は，次のとおりとする。
阿南市宝田町今市柳タイ

（既設機器）
第８条　本業務に係る既設機器等の概要は，次のとおりとする。
（１）高圧引込受電盤
ア　数　　量：１面
イ　種　　類：屋外型自立閉鎖型配電盤
ウ　寸　　法：W1,670×D2,370×H1,865mm
エ　機　　能：異常電流発生時には，高圧限流ヒューズにより異常電流を遮断する。
オ　収納品目
（ア）高圧ヒューズ付開閉器　　１台
ａ　定格電圧：7.2kV
ｂ　定格電流：200A
ｃ　限流ヒューズ遮断電流：40kA
（イ）三相油入変圧器　　１台
ａ　容　　量：200kVA
ｂ　一次電圧：6,600V
ｃ　二次電圧：210V
ｄ　結　　線：Ｙ－△
（ウ）スコットトランス
ａ　容　　量：10kVA
ｂ　一次電圧：210V
ｃ　二次電圧：単相210V-105V（2回路）
（エ）漏電警報器　　１台

（２）送水ポンプ盤
ア　数　　量：１面
イ　種　　類：屋外型自立閉鎖型配電盤
ウ　寸　　法：W1,286×D436×H2,078mm
エ　機　　能：送水ポンプ２台に必要な電源を供給する。
オ　収納品目
（ア）漏電遮断器　　２台
（イ）進相コンデンサ　　２台
（ウ）３Ｅリレー　　２台
（エ）単相変圧器　　１台
ａ　容　　量：500VA
ｂ　一次電圧：200V
ｃ　二次電圧：100V
（オ）水位感知器　　３台

（３）取水ポンプ盤
ア　数　　量：１面
イ　種　　類：屋外型自立閉鎖型配電盤
ウ　寸　　法：W1,686×D436×H2,078mm
エ　機　　能：取水ポンプ７台及び計装機器等に必要な電源を供給する。
オ　収納品目
（ア）漏電遮断器　　９台

（イ）進相コンデンサ　　７台
（ウ）３Ｅリレー　　７台
（エ）単相変圧器　　１台
　a　容　　量：500VA
　b　一次電圧：200V
　c　二次電圧：100V
（オ）水位感知器　　７台
（カ）ポータブル記録計　　１台
　a　製 造 者：横河電機株式会社
　b　型　　番：GP10
（キ）テレメータ装置　　１台
　a　製 造 者：株式会社エムシステム技研
　b　型　　番：TLO-1-K

（４）送水ポンプ（計２台）

定格出力〔kW〕	37.0
台　　数〔台〕	2
吐 出 量〔㎥/min〕	4.2
定格電圧〔V〕	200

（５）取水ポンプ（計７台）

定格出力〔kW〕	11.0	11.0	7.5	3.7	3.7
台　　数〔台〕	2	1	1	1	2
吐 出 量〔㎥/min〕	1.6	2.5	1.0	0.7	0.65
定格電圧〔V〕	200	200	200	200	200

（６）送水流量計（１台）
ア　製 造 者：愛知時計電機株式会社
イ　種　　類：電磁式積算体積計
ウ　型　　番：SW350G-M10AV4
エ　備　　考：外部出力あり

（７）取水流量計（計７台）
ア　製 造 者：愛知時計電機株式会社
イ　種　　類：電磁式積算体積計
ウ　型　　番：SW 80G-N00AV0（口径 80mm）３台
　　：SW100G-N00AV0（口径100mm）３台
　　：SW125G-N00AV0（口径125mm）１台
エ　備　　考：外部出力なし

（８）導電率計変換器盤
ア　数　　量：１面
イ　種　　類：壁掛露出形
ウ　寸　　法：W505×D272×H630mm（側面電子クーラー含まず）
エ　機　　能：導電率検出器から受けた信号を変換し，取水ポンプ盤に送信する。
オ　収納品目
（ア）導電率計変換器　　１台
（イ）避雷器　　２台
（ウ）配線用遮断器　　２台

（９）貯水槽　　４池
ア　構　　造：コンクリートブロック積
イ　容　　量：7.5m×7.5m×1.1m（１池）

（業務内容）

第９条　本業務の内容は，次に掲げるとおりとする。

（１）設計協議

ア　設計協議については，業務着手時，中間時２回，完了時の計４回を基本とする。

（２）設計計画

ア　資料整理及び準備

設計条件を確認し，業務に必要な資料を整理し内容を把握する。

イ　計画策定

本業務の実施にあたり，手順及び実施に必要な事項を企画立案した業務計画書を作成する。

ウ　現地調査

第１地下水送水設備電気設備等の現地調査を行う。

（３）検討事項

各種基準に基づき設備の検討をしたうえで，以下の項目について詳細な設計を行う。

ア　取替範囲（下記の機器更新に要する配線，配管及び必要な関連設備等の更新を含む）

（ア）高圧引込受電盤

（イ）送水ポンプ盤

（ウ）取水ポンプ盤

（エ）倉庫

（オ）予備発電機（撤去）

イ　ポンプ制御方式の検討

第１地下水送水設備は，取水ポンプでくみ上げた地下水を貯水槽に貯留，送水する設備であり，送水ポンプ２台及び取水ポンプ７台について，すべてのポンプを連続運転制御している。

地下水を有効利用するという観点から，取水ポンプを台数制御するなど，合理的な制御方式等を検討すること。

なお，制御方式については，現状の制御方式との切替えを容易にできるものとする。

ウ　設備全体のランニングコスト低減についての検討

エ　機器，装置，部材（配管・配線等），材質等の検討

更新機器には，次の機能を備えるものとする。

（ア）取水ポンプ盤にて各ポンプの瞬時流量及び積算流量が確認できること。

（イ）テレメータ装置により，遠方で直ちに故障発生が確認できること。また，毎日２４時にこの日の取水流量及び送水流量の正時データを集計した日報を遠方で確認できること。

（ウ）記録計には，取水流量，送水流量及び導電率を記録し，このデータをメモリーカード等で取り出しが可能であること。

オ　機器配置等の検討

次の機器は，新設倉庫内に設置することとする。

（ア）高圧引込受電盤

（イ）送水ポンプ盤

（ウ）取水ポンプ盤

（エ）導電率計変換器盤

カ　仕様書（案）

各種基準及び各種仕様に基づき作成する。

キ　施工計画

（ア）現場工事においては，予備発電機の撤去，倉庫建替を行った後，送水ポンプ盤及び取水ポンプ盤の取替を行う。また，送水ポンプ盤及び取水ポンプ盤については，新設倉庫内に設置することとし，設置完了までをⅠ期工事とする。

Ⅰ期工事完了後，高圧引込受電盤の取替えを行うこととするが，新設倉庫内への設置完了までをⅡ期工事として計画するものである。

各工事期間は次のとおり計画している。

Ⅰ期工事：令和４年９月～令和５年２月

Ⅱ期工事：令和６年９月～令和７年２月

（イ）施工方法を検討のうえ，施工計画を作成する。

ク　届出書類（案）

取替工事に伴い必要となる関係機関への届出書類等を作成する。

（４）設計図作成

下記項目について発注に必要となる図面を作成する。

ア　位置図
イ　平面図
ウ　単線結線図
エ　三線結線図
オ　機器単体図
カ　機器配置図
キ　機器据付図
ク　配管配線図
ケ　据付基礎図
コ　制御ブロック図
サ　その他必要な図面

（５）数量計算

工事発注に必要となる機器及び各材料の数量表を作成する。

（６）工事費算出

発注工事に必要となる工事費の算出を行う。

（７）報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに報告書を作成する。

（８）照査

業務の目的と仕様書を踏まえた照査を行う。

（諸法令の遵守）

第１０条　受注者は，本業務の履行にあたり，次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし，その運営及び適用は，受注者の負担と責任において行うものとする。

（１）労働安全衛生法
（２）電気設備技術基準
（３）建築基準法及び同施行令
（４）消防法及び同施行令
（５）その他関係法令等

（規格）

第１１条　本業務の実施にあたっては，次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし，監督員が特に認めた場合は，この限りではない。

（１）日本産業規格（ＪＩＳ）
（２）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（３）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
（４）公共建築工事標準仕様書
（５）公共建築改修工事標準仕様書
（６）その他関係規格，基準等

（提出図書）

第１２条　受注者は，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品（正・副２部）を提出する。また，次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか，紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

（１）業務計画書　　契約後７日以内に　　２部
　ア　業務概要　　イ　実施方針
　ウ　作業方法　　エ　工程表
　オ　業務組織計画　　カ　主要機械器具
　キ　使用する主な図書及び基準　　ク　打合せ計画
　ケ　その他
（２）業務成果報告書　　業務完了検査請求日まで　（完了検査用１部を含む）３部
（３）業務写真　　〃　　２部
（４）監督員が指示する図書　　必要部数

（業務の完了）
第１３条　業務終了後，発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。